## 令和6年度 就農準備資金・経営開始資金の事務手続きのスケジュール

1 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金の事務手続きのスケジュール※1

項目	回次				
時期	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
面接	計画申請期限までに随時				
国予算	R 6 当初・R 5 補正				
計画申請	5月中	8月中	10月中	12月中	
写し送付 <sup>※2</sup> (農林→農業ビ ジネス課	5月30日 (木)	8月20日 (火)	11月6日 (水)	1月9日 (木)	後日調整
審査会	6月13日 (木)	9月3日 (火)	11月20日 (水)	1月23日 (木)	
計画承認	6月下旬	9月中旬	12月上旬	2月上旬	
交付説明	計画承認以降に随時				
交付申請 交付決定	7月	9~10月	12~1月	2月	後日調整
請求・交付	7~8月	9~10月	1月	2~3月	汉口则正

- ※1 状況により変更する場合があります。
- ※2 農林事務所が申請書を受ける場合。
- 2 令達のスケジュール (新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金・経営発展支援事業)

項目	回 次		
時期	第1回	第2回以降	
国予算	R 6 当初		
資金交付 (全国農業会議所→農業ビジネス課)	6~7月 (予定)	第2回以降の令達は、申請があ り次第、随時行います。 (経営発展支援事業は、追加配 分があり次第、行います。)	
令達申請 <sup>※3</sup> (農林事務所→農業ビジネス課)	資金交付後		
令達 (農業ビジネス課→農林事務所)	令達申請後 1週間程度		

※3 経営開始資金(経営発展支援事業)は、国要綱別紙様式第25号(別紙様式第10号)市町事業計画承認の写し(変更した場合も含む)及び所要額の報告(令和4年度と同様)をお願いします。令達は会議所からの資金交付後となります。